



金沢市公報

号外第5号の11

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導課)	3
○金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (生活支援課)	1	○金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	3
○金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども福祉課)	1	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 ()	3
○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課)	2		

規 則

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第26号

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

金沢市生活保護法施行細則(平成8年規則第57号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条関係)

同 意 書

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

(あて先) 金沢市長

住 所
氏 名 印

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第27号

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則(平成10年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保育の実施」の次に「(保育所における保育を行うことをいう。以下同じ。)」を加える。

別表第1の備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同備考第2項第1号中「同条第2項第1号」の次に「、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」を加え、同項第2号中「及び」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考第1項中「第314条の8」を「第314条の7及び第314条の8」に改め、同項を同備考第2項とし、同表の備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 この表における「3歳以上児」とは当該年度の4月1日において3歳以上である者をいい、「3歳未満児」とは当該年度の4月1日において3歳未満である者をいう。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第28号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条に次の1号を加える。

- (9) 特例対象被保険者等届出書 第7号様式の5の2

第13条の2第1号を次のように改める。

- (1) 健康推進部長

第7号様式の5の次に次の1様式を加える。

第7号様式の5の2(第13条関係)

特例対象被保険者等届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住 所

氏 名

印

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市国民健康保険条例第31条の2の規定による国民健康保険料の算定の特例を受けたいので、同条例第32条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

記 号 番 号			
特 例 対 象 被 保 険 者 等 氏 名		離 職 年 月 日	年 月 日
離 職 理 由			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第29号

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（昭和45年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書」を「処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書」に、「第3条の3第2項」を「第1条の3第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第30号

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防局の組織に関する規則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条の表警防課の項第6号中「の育成指導」を「が行う訓練の指導」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第31号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「104,960円」を「104,730円」に、「56,930円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,370円」に、「28,470円」を「28,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成22年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)